平成２８年（フ）第６６１６号
東京都新宿区河田町３―51―2310
破産者　手代木北斗
1　決定年月日　平成29年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６６４９号
東京都港区西麻布１丁目８番７号
破産者　株式会社ソルト・オブ・ジ・アース
1　決定年月日　平成29年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６７６１号
東京都品川区西五反田８丁目６―７―103、開始決定時の住所東京都品川区旗の台３丁目11―１　米津方　206
破産者　駄木　啓介
1　決定年月日　平成29年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６８１３号
東京都江戸川区小松川４丁目102―１―202
破産者　亀山　英美（旧姓永田）
1　決定年月日　平成29年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７１９９号
東京都足立区伊興１丁目19―18
破産者　山本　　智（旧姓小花・三浦）
1　決定年月日　平成29年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７５２６号
東京都足立区谷中３丁目19―８―601
破産者　蜷川　新一
1　決定年月日　平成29年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７５２７号
東京都足立区谷中３丁目19―８―601
破産者　蜷川こずえ
1　決定年月日　平成29年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７５７２号
東京都世田谷区粕谷１丁目16番20号
破産者　有限会社山下測量事務所
1　決定年月日　平成29年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７６１６号
東京都国立市中３丁目３番地の33
破産者　ココロパートナーズ株式会社
1　決定年月日　平成29年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７７００号
新潟県新潟市中央区鳥屋野２丁目17番５号　ルーラル壱番館101号
破産者　有限会社エヌズファクトリートランスポート新潟
1　決定年月日　平成29年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８０７４号
東京都八王子市寺田町764―８―103
破産者　井上　博之
1　決定年月日　平成29年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８２５８号
東京都江東区東砂５丁目11―12―202
破産者　中村　美穂（旧姓高野）
1　決定年月日　平成29年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８２６０号
東京都葛飾区宝町１丁目６―３
破産者　浅野美保子（旧姓中山）
1　決定年月日　平成29年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８３０９号
神奈川県川崎市多摩区枡形３丁目１―19―105
破産者　武藤亜紀子
1　決定年月日　平成29年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８３６３号
東京都杉並区高円寺南２―23―26―202、住民票上の住所東京都杉並区荻窪２丁目30―１―403
破産者　小林　千草
1　決定年月日　平成29年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１２７９号
札幌市中央区南７条西12丁目４番地27
破産者　株式会社大通エステート
1　決定年月日　平成29年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１１号
群馬県伊勢崎市馬見塚町2334―２
破産者　株式会社ぐんまケアリング
1　決定年月日　平成29年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２５２号
埼玉県さいたま市北区本郷町753番地サンヴィレッジ本郷205号
破産者　株式会社エイチ・エム・サービス
1　決定年月日　平成29年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第６２０号
埼玉県川口市並木１丁目27番36―403号
破産者　有限会社山水商会
1　決定年月日　平成29年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３８４号
千葉県松戸市小金原２丁目１番地の16　ハイツエミネンス205号
破産者　工藤　佳祐
1　決定年月日　平成29年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４６２号
千葉県松戸市松戸2160番地
破産者　開沼商事株式会社
1　決定年月日　平成29年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部